

一般財団法人日本スポーツ政策推進機構

一般会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構（以下、「本機構」という。）定款第5条第3項の規定に基づき、一般会員について必要な事項を定める。

(一般会員)

第2条 一般会員は、本機構の目的に賛同し事業の遂行に協力する者とし、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 定款第5条第2項第1号の団体に加盟又は準加盟する団体及び承認団体
- (2) 定款第5条第2項第2号の団体に加盟又は準加盟する団体及び承認団体
- (3) 定款第5条第2項第3号の団体に加盟又は準加盟する団体
- (4) その他本機構が必要であると認める団体

(資格期間)

第3条 一般会員の資格期間は、本機構が入会を認めた日から永続するものとする。

(入会手続き)

第4条 一般会員になろうとする者は、所定の「入会申込書」により入会の申込みをし、会長又は理事長の承認を得なければならない。

(会費)

第5条 一般会員の会費は、これを無料とする。

(会員の使命)

第6条 一般会員は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 本機構の目的及びスポーツ基本法の理念の実現に努めること。
- (2) スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け又は一般スポーツ団体向け）を遵守すること。

(会員の権利)

第7条 一般会員は、次の権利を享受することができる。

- (1) 名刺等に「一般財団法人日本スポーツ政策推進機構一般会員」である旨の表記を行うことができること。
- (2) 本機構ホームページ、本機構作成資料等に団体名を掲載することができること。
- (3) 本機構が行う事業において、別に定める優遇を受けることができること。
- (4) 本機構が主催、又は共催する行事等の情報提供を受けることができること。

(遵守すべき事項)

第8条 一般会員は、関係法令及び一般会員に適用する本機構諸規程等を遵守するとともに、本規程第6条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

- 2 一般会員は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
- 3 一般会員は、アンチ・ドーピングの推進に積極的に取り組まなければならない。
- 4 一般会員は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告及び届出義務)

第9条 一般会員は、当該団体の役員、定款その他既に本機構に提出してある書類に変更があった場合には、速やかに書面をもって本機構に届け出なければならない。

- 2 一般会員は、各団体の運営、事業又は活動に関する本機構からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(除名)

第10条 本機構は、一般会員が違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等、一般会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

- 2 本機構は、前項に規定する一般会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第11条 一般会員は、退会届を本機構に提出することにより、いつでも退会することができる。

(個人情報保護)

第 12 条 本機構は、事業を遂行するにあたって知り得た個人情報については守秘義務を負い、取扱いについては適切に行わなければならない。また、公開できる範囲は、本人の同意があるものに限ることとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長又は理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 4 年 6 月 9 日から改定施行する。
- 3 この規程は、令和 5 年 6 月 19 日改定、同年 7 月 19 日から施行する。